

第 4 回

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成 21 年 12 月 18 日（金）

14：00～16：30

グランドヒル市ヶ谷

1. 開会

- 事務局より「協議会の公開の方法について」説明 -

事務局 ・各委員の意見集約の結果：「第3回までと同様でよい」12名、「議事を含めてマスコミのみに同時公開」3名、「議事も含めて一般に同時公開」1名、「その他（会長一任、保留など）」2名

会長（小林部長代行）

・「第3回までの同様でよい」とのご意見が過半数だったので、従来どおりの対応をしたい。いかがか。

一同 ・異義なし

2. 議事

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会地域計画について

- 事務局より「東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）」説明 -

太田座長 ・できれば、本日この計画を成案としたいと思っている。所定の成果を生むように、当計画案の修正に直接関わらないご意見も頂き、議事録に残したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

工藤委員 ・1ページ目に、「社会貢献、環境への配慮、安全・福祉等さまざまな社会的責任」とあるが、「社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、雇用責任」とした方がいいのではないかと。

・また、「さまざまな社会的責任」とあるが、社会的責任の概念ははっきりしていないものではあるが、かえって不明瞭になるので、「さまざま」は削除するといいいのではないかと。

・CSRを「遵守」とあるが「推進」の方がいいのでは。次ページ以降も同様に「遵守」は「推進」にしてもらいたい。

・6ページに「投資が成されるような社会的環境づくり」とあるが、「投資が可能となるような社会的環境づくり」の方がいいのではないかと。

神谷会長 ・「CSR（社会的責任）の推進」ではなく、「CSR活動の推進」というのが正確ではない

か。

・福祉という文言も残すべき。

太田座長 ・それでは、「環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任」と修正したい。

・また、「SRI が可能となるような社会的環境づくり」という表現にしたい。

河島委員（代理）・渋滞についての説明を加えていただきありがとうございました。

・7ページの について、各自治体が、タクシーを公共交通機関として位置づけていないのが少ないというのは事実。その後、タクシーが公共交通機関として位置づけられるように働きかけと書かれているが、そもそも、国土交通省のパーソナトリップ調査などでもタクシーは機関分担の中に入っていない。自治体の交通計画の大元の資料になる国土交通省の調査で、機関分担に入れられていないものを、自治体が独自に機関分担の中に入れるというのはなかなか難しいのではないか。

太田座長 ・この文章は、このまま残すが、国においても、公共交通機関としてのタクシーの位置づけ、その政策方針をより一層明確にしておかなければならないというような表現を加えてはどうか。

工藤委員 ・地方分権などの流れもあるので、しっかり明記しておいた方がいいのではないか。

戸崎委員 ・手続き論ではなく、理念なので、この原文でいいと思う。ただ、文章自体は長いので、2つに切ればいいのだと思う。

河島委員（代理）・その理念は十分に分かるが、実際に国土交通省に動いてもらわないと動けないのが実態。

太田座長 ・それでは、「認識を高めることがもとめられている。」でとめて、以下の具体的な文章を削除するというにさせていただきます。

下谷内委員 ・6ページで、安全性について書かれているが、タクシーが密室であることを考えると、タクシーの利用者にとっては、安全だけではなく、安心も必要になる。利用者が安心してサービスを受けられることを目指すというような文章を入れてもらいたい。

太田座長 ・「安全・安心」というと本来、地域計画の に入れた方がいいのだろうが、後段の特定事業計画を見てみると、 については、どちらかという交通事故を主とする安全に焦点をあてた書かれ方がされており、安心に関連するような項目は に入っている。したがって、特定事業等との関連で考えると に入れた方がいいのではないか。

・具体的には、CSR の項目の後に、「密室であるタクシー車内における安心感の向上は利用者および運転者にとっても確保されなければならない。」と加えてはどうか。

工藤委員 ・「密室」ではなく、「個別輸送」という表現がいいのではないか。

戸崎委員 ・ の1点目の「・・・目標とする。」の後に、「その際、タクシー輸送の個別輸送であるという特性に配慮する。」と加えてはどうか。

丁野委員 ・総合交通ネットワークのところで、タクシーを「市民の」公共交通機関として位置づけるとあるが、これ自体は間違っていないと思う。しかし、次にある、観光立国

という観点から言えば、都市人口に対して観光客の割合が多い都市もあり、そこでは「第三の市民」に対する交通の足をどうするのかという問題がある。つまり、観光だけではなく、ビジネスも含め、他の地域から来た人々にとっての交通手段をどう確保するかということが重要になる。したがって、総合ネットワークというのであれば、単に市民の足を確保するというだけではなく、観光やビジネスで訪れる来訪者など、その地域で動いている人たちの動線を確保するという認識があって初めて、観光立国の実現に向けてという話に入っていくのではないかと思う。その点を明確にするために、 には、ビジネスや観光などの来訪者というような文言を入れてはどうか。

- ・また観光立国に関しては、これまで国内観光についてはなかなか手が付けられてこなかったのが現状で、今後の取り組みということになるが、その関連で言うと、特定事業で、「観光モデル事業への取り組み」とある。これは、具体的にどのような事業を想定されているのか。
- 事務局長
 - ・事務局で議論した中では、飛行機のトランジットの客が、タクシーを利用して、限られた時間ではあるが、有効に観光でききるようなモデル事業はどうかというような意見も出た。
 - ・また、東京では、観光タクシーというのは、まだ少ないのが現状。モデルコースを作って取り組んでいる事業者もいるが、まだ周知されていないので、モデル的な観光タクシーを考えてみようということで提案した。
 - ・もう少し踏み込んで議論できればいいのだが、現在調整等をしているところなので、この表現でとどめている。
- 丁野委員
 - ・現在、複数の市町村が協議会を組むなど、広域の観光圏を設定し、連携して様々な取り組みが行われている。東京都では「観光産業振興プラン」なども策定しているが、こうした取組みの中で、タクシーを公共交通機関としてきちんと明記してもらわないと、絵にかいた餅になってしまうだろう。
- 神谷会長
 - ・の趣旨は、国内観光振興もしなければいけないということ。他のエリアから東京に来た観光客を新規需要にしていこうという狙いがあるが、このように書かせていただいたが、書き振りが弱いので、その辺りを書き加えさせて頂きたい。表現は任せてもらいたい。
- 丁野委員
 - ・了解しました。
- 丸山委員
 - ・で、「運賃制度研究会でも検討されている」と書いてあるが、いつ頃に結論が出されるのか。もし結論が出ているのであれば、既に検討されたというように表現を変えた方がいいのではないかと。また、その結論をご紹介いただきたい。
- 事務局
 - ・運賃制度研究会の最終報告は8月に既に行われている。
 - ・同研究会では、自動認可運賃の下限の設定は、これまで10%の幅だったが、地域の実情からすると不適切な地域もあるだろうから、地域の実情を踏まえた再設定がなされるべきとの結論が出た。
 - ・また、下限を下回る運賃の設定については、全て否定するものではないが、適正な

利潤が確保できるものなのかを、原価計算書を提出してもらい、審査すること、割引運賃についても同様に、原価計算書でちゃんと審査することという結論となった。
・加えて、過重労働の懸念があるので、最高乗務距離を設定すべきだという結論になった。

- 太田座長 ・ 運賃制度研究会についてのこの表現は「・・・検討された経緯がある」としたい。
- 丸山委員 ・ 同じく に、「それらの報告書等を踏まえ」とあるが、交政審と運賃制度研究会の報告書以外に何かあるのか。
- 事務局 ・ 答申およびこの報告書に基づいて国土交通省が定めた各種通達および基準を指している。
- 丸山委員 ・ 10 ページに、9月30日の車両数として、32,263両と出ているが、これは、8月の実績から5%程度減少している。そのような変化があるのであれば、現段階の新しい数字にしたほうがいいのではないか。
- 事務局 ・ 協議会開催前の数字ということで9月の数字を出させていただいている。現状の数字を見ると、その際の数字よりもまた若干減少している。

- 小林委員による 「銀座乗車禁止地区内のタクシー乗り場の見直し、優良タクシー乗り場の設置の運用状況」についての説明 -

矢田委員（代理）・最後のページについて、「実施主体等」のなかに、「支援する立場」とあるが、このように縛られた表現になってしまうと、資金やモノで支援するというような趣旨に取られかねないので、違う表現にしてもらえないか。

・「これらの主体が・・・行うよう」という表現があるが、命令的な表現のようにも受け取れるので、その点も表現をもう少しかえてもらいたい。

神谷会長 ・ 特措法の第7条には、「国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とある。

戸崎委員 ・ 金銭に限るものではないという意味合いを含め、「多面的に支援する立場の者」とすればいいのではないか。

太田座長 ・最後の部分は、「必要な行動を実施することについて、本協議会は協力を要請する・・・」という表現にしたい。

太田座長 ・ 地域計画（案）に関する議決を行いたい。

- 事務局より地域計画の議決に関する説明 -

太田座長 ・ では、本日頂いたご意見を反映し、修正した「地域計画」を議決したいと思うが、ご承認いただけるか。

一同 合意

太田座長 ・ただいまの議決を持って、この地域計画（案）を東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画といたします。

その他

- 事務局長より 今後の進め方に関する説明 -

富田会長 ・地域計画はすぐに公表されるということだが、特定事業計画をいつまでに出してもらいたいという目途はあるのか。

事務局 ・2月頃までには出していただき、早いものに関しては、年度内に手続きが終わればと考えている。

富田会長 ・提出の期限は定めているのか。

事務局 ・法律上、提出の期限は定められないと思っている。しかし、一定期間のうちに提出されるのが望ましいとは発信したいと思っている。

富田会長 ・一日も早く実施したいという思いがあるので、なるべく早急にしていただきたい。

・また、構成員で実施しないものがいた場合、どうなるのか。

事務局 ・今後、きちんと実施されているかをフォローしていくのがこの協議会の役割だと思っている。

太田座長 ・具体的な手続きについては、今後さらに検討してもらいたい。

・また、特定事業については、義務付けられているが罰則規定はないので、その辺りも注意しながら検討していきたい。

木村委員 ・地域計画の中には、個人事業者一人ひとりが取り組む必要があるもの、協会が取り組むものがあるが、個人で全て個別に行うというのは難しいので、なるべく、協会がバックアップしたいと思っている。その辺りの区分はどうなっているのか。

事務局 ・一人ひとりの事業者が取り組むのも可能であるが、支部単位でというほうが取り組みやすいのではないのかと思っている。その点も含め、具体的な進め方については、今後相談していきたいと思っている。

太田座長 ・地域計画が議決されたが、最後に座長として、一言申し上げたい。

先日、本省の榊野自動車交通局長と意見交換をする機会があり、局長から、この法律は国会において全会一致で成立したものであり、自動車交通局としても同法の目的が完遂できるよう全面的に支援を行っていくというお話をいただいた。

私の方からは、公共交通としてのタクシーサービスを提供しようとしているまじめな事業者がバカをみるよう制度ではあってはならない、そのため国土交通省としてもその責務をまっとうしてもらいたい旨申し上げた。

特に、公共交通サービスを提供しているという意識が低い事業者へは厳格な対応をしてもらいたい旨、また、公取に対し、正当な主張が出来るのは本省しかあり得な

いので正当な主張をきっちりと行ってもらいたい旨を伝えたところ、局長からは、そのとおりであり、やっていく、東京は全国の範であり、本省としても東京が成功するようバックアップしていくとの返事もらったところである。

個々の事業者、事業者団体においては、ぜひ実効性の高い特定事業計画を策定していただき、運輸局については特定事業計画が速やかに実施できるようなサポートをお願いしたい。

3. 閉会

- 神谷会長
- ・関東運輸局としましても、全力を傾注する所存である。
 - ・タクシー事業者の皆様には、本法律及び本地域計画の主旨を十分にご理解の上、適正化・活性化に取り組んで頂きたいと強く思います。
 - ・今後、特定事業計画の進捗状況等のフォローアップを行っていくこととなりますが、委員の皆様には引き続きよろしくをお願いしたい。

【配布資料】

- 資料1 第3回東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要
資料2 東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）

- ・議事終了後、報道関係者に対し、座長及び事務局において、議事概要の説明及びこれらに対する質疑応答を行った。

以上